

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・計画の期間

少子化の進行により、日本の人口は平成22年から減少傾向に入り、平成62年(2050年)には、日本の総人口は1億人を割ることが推計されており、富士宮市においても、平成25年12月の住民基本台帳人口は前年比で減少となりました。

国は、これまで様々な少子化対策・子育て支援施策を打ち出してきましたが、出生数の低下に歯止めをかけることができていません。

本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「富士宮市子育て支援行動計画(宮っ子いきいきプラン)」(計画期間：平成17年度～21年度)を策定、そしてそれに続く5年間はさらに新しい施策の方向性を踏まえその後期計画的な位置づけとなる計画(計画期間：平成22年度～26年度)を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ取り組みを進めてきました。

こうした中、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、今後は、これに基づく新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援制度」により、

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

を目指すこととなります。

市町村には、「子ども・子育て支援法」に基づき、ニーズ調査の結果などから子ども・子育てに関する意向その他の事情を勘案し、教育、保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

本市では、いま、児童憲章と児童福祉法の理念を尊重した「富士宮市子育て支援行動」により子育て支援施策を展開しております。

現行計画が子育ての普遍的な理念のもとで策定されていることから、平成27年度から31年度までを計画期間とする新たな「子ども・子育て支援事業計画」では、既存計画を見直し、修正するとともに、「子ども・子育て支援新制度」のめざす上記3点を新たな視点として加え、策定します。



国のロゴマーク

2 計画の理念・目的

富士宮市の明日を担う子どもたちが健やかに成長することはすべての市民の思いです。

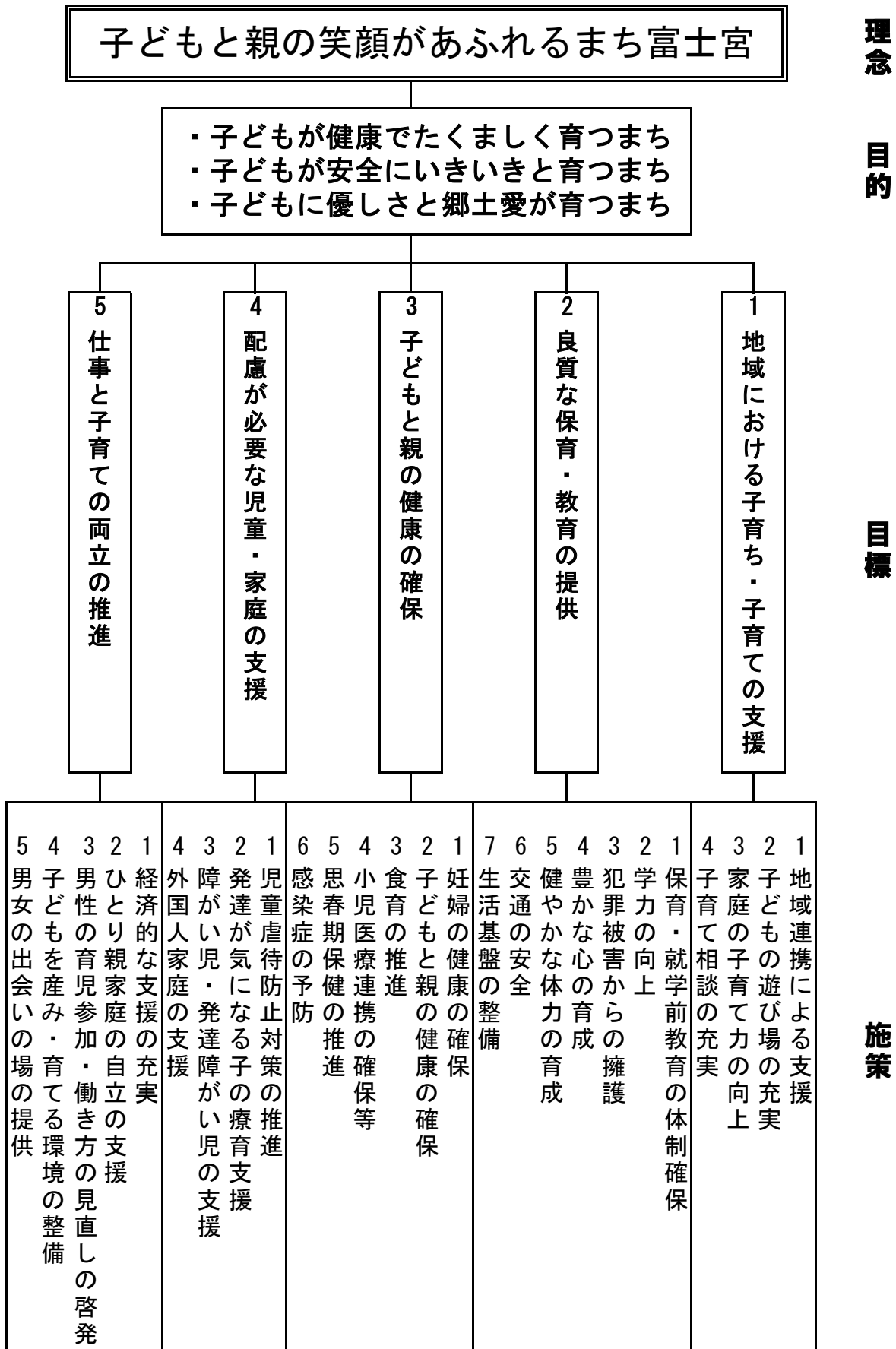
現行の「富士宮市子育て支援行動計画（宮っ子いきいきプラン）」は、「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」とする、児童憲章と児童福祉法の理念を基に作成した計画です。

子どもが明るく元気に暮らし、また健やかに成長してほしいと願う気持ちは、未来にまで通ずる共通の想いであることから、新たに作成する「子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの理念・目的を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援法の基本理念、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する。」「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するもので、良質かつ適切なものでなければならない。」にも考慮して作成することとしました。

『子どもと親の笑顔があふれるまち富士宮』をこの計画の基本理念とし、この基本理念を実現するために、「子どもが健康でたくましく育つまち」「子どもが安全にいきいきと育つまち」「子どもに優しさと郷土愛が育つまち」を目的として定め、全ての子どもが安心して健やかに育つ環境を、家庭と地域と行政が一体となってつくりあげることを目指します。

基本理念
子どもと親の笑顔があふれるまち富士宮
目 的
子どもが健康でたくましく育つまち
子どもが安全にいきいきと育つまち
子どもに優しさと郷土愛が育つまち

3 子育て支援施策の体系



理念

目的

目標

施策

4 計画の位置づけ（根拠・他計画との関係）

① 根拠法令

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき策定するものです。

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

② 他計画との関係

ア 富士宮市第4次総合計画

本計画は、富士宮市第4次総合計画に定める「安心して子育てのできるまち【児童福祉】」の基本方針に基づき、子育ての支援、子育て力向上の支援、配慮が必要な児童等の支援、少子化対策推進の方向性を定めるものとします。

イ 他部門個別事業計画

本計画は、「富士宮市地域福祉計画」、「富士宮市障害者計画」、「富士宮市障害福祉計画」、「富士宮市健康増進計画」、「富士宮市母子保健計画」、「男女共同参画行動計画第2次富士宮市男女共同参画プラン」、「富士宮市子ども・若者プラン」、「富士宮市食育推進計画」、「富士宮市教育振興基本計画」などとの整合性を保つものとします。

③ 保健・医療・福祉計画策定推進委員会との関係

保健福祉部が所管する各種計画は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱により、当委員会の承認を受け策定されています。

一方、本計画は、「子ども・子育て支援法」の規定により、市条例を定めて設置した「富士宮市子ども・子育て会議」の意見を聞いて策定するものです。

しかし、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会の承認を受け策定された各種計画に関する情報は常に把握し、また本計画についての情報発信も行うことで各種計画との整合を図っていくこととします。